

確認しておきたい食品表示



容器包装のリサイクルに関する表示は？

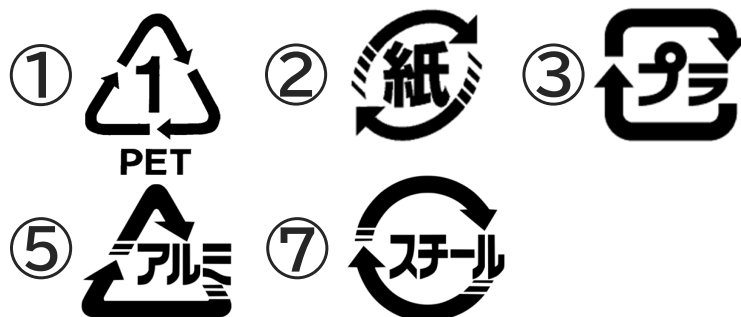
Q 表示義務のあるマークと、
そうでないものを分けなさい



159

答え

表示義務対象



業界団体の表示



160

識別マークの表示義務

<目的>

廃棄物の発生抑制と再生資源の利用促進

消費者にゴミを資源として認識してもらい、容易に容器包装を分別廃棄できるように識別マークを容器包装につけることを義務付けています。



161

リサイクルに対する役割

【消費者】

容器包装廃棄物の排出を抑制し、住んでいる地域のルールにそって分別排出する



【事業者】

事業において利用または製造・輸入した容器包装の量の「排出の抑制」を行うと共に、その量に応じてリサイクルの義務を負う



【市町村】

容器包装廃棄物の分別収集を行う



※ 容器包装を利用する全ての事業者には識別表示が義務付けられています。

※ 「景品の容器」は表示対象外です。

162

識別マークの表示義務

<目的>

廃棄物の発生抑制と再生資源の利用促進

消費者にゴミを資源として認識してもらい、容易に容器包装を分別廃棄できるよう識別マークを容器包装につけることを義務付けています。

※容器包装を利用する全ての事業者に義務付けられています。

163

表示が義務化されている識別マークと対象品



飲料・酒類用アルミ缶
(内容積が、7ℓ未満のもの)



飲料・酒類用スチール缶
(内容積が、7ℓ未満のもの)

164

表示が義務化されている識別マークと対象品



プラスチック製容器包装

(飲料、酒類、特定調味料※用のペットボトルを除く)

※しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ノンイルドレッシングなど



紙製容器包装

(飲料用紙容器でアルミ及びダンボールを不使用のものを除く)

165

表示が義務化されている識別マークと対象品



飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、調味酢、食酢、みりん風調味料、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル

(内容積が150ml以上のもの)



166

識別マークの表示サイズ概要



1辺	6mm以上
1辺の切れ目の幅	一片の3/5以内
線の幅	0.6mm以上
1つの角の大きさ	60°
文字	4ポイント以上



1辺	6mm以上
1辺の切れ目の幅	一片の3/5以内
線の幅	0.6mm以上
文字	4ポイント以上

167



印刷又はラベル	:	1辺	6 mm以上
		文字	6ポイント以上
刻印	:	1辺	8 mm以上
		文字	8ポイント以上



印刷又はラベル	:	高さ	6 mm以上
		文字	6ポイント以上
刻印	:	高さ	8 mm以上
		文字	8ポイント以上

168



刻印(エンボス加工) :
1辺 8 mm以上、文字 5° 以上

印刷又はラベル(内容量150mℓ以上) :

1辺	6mm以上
1辺の切れ目の幅	0.2mm以上、一片の1/14以内
線の幅	0.5mm以上
1つの角の大きさ	60°
文字	数字 5° 以上 文字 4° 以上

Q 識別マークの表示方法で、正しいのはどちらでしょう？

- ① 識別マークは、必ず外箱などの見やすい場所に、まとめて表示する
- ② 識別マークは、外から見えなくても小袋や外箱などに個別に表示する

答え

② 個別に表示する

原則として、個々の容器包装ごとに表示します。



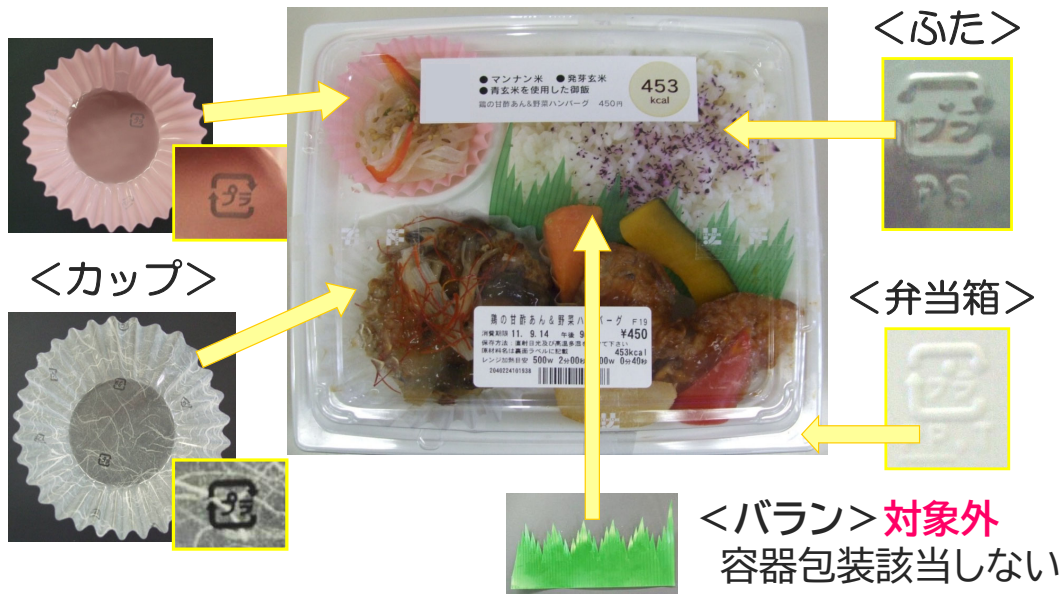
171

識別表示の方法



172

識別マークは、原則として個別に表示します。



外装に一括表示した例



ほぼ同時期に捨てられる包装資材については、1カ所にまとめて表示することが可能です。

外箱にまとめて表示する場合は、部位の表示が必要です。